

# ～令和3年8月診療分から、 子ども(※)の医療費助成制度が一部変更になります～

※・・・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童

柔道整復師(整骨院や接骨院)の施術でも、窓口負担が上限500円で受診できるようになります。

このため、令和3年8月1日以降に交付の福祉医療費受給者証は下記のように変更となります。  
(制度変更となるのは福祉医療費受給者証の左上に「現物」の記載のある証をお持ちの方のみです。)

令和3年7月31日までに  
交付された受給者証

現物		福祉医療費受給者証
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
自己負担金	入院	1レセプトにつき上限500円
	通院	1レセプトにつき上限500円
	保険調剤	1レセプトにつき上限500円
	訪問看護	1レセプトにつき上限500円
	入院時食事療養費	1レセプトにつき上限500円
摘要	※整骨、接骨、鍼灸院は現物給付の対象ではありません。	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
交付年月日	年 月 日	



令和3年8月1日から  
交付される受給者証

現物		福祉医療費受給者証
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
自己負担金	入院	1レセプトにつき上限500円
	通院	1レセプトにつき上限500円
	保険調剤	1レセプトにつき上限500円
	訪問看護	1レセプトにつき上限500円
	柔道整復施術療養費	1レセプトにつき上限500円
入院時食事療養費	1レセプトにつき上限500円	
摘要	※鍼灸院は現物給付の対象ではありません。	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
交付年月日	年 月 日	

整骨、接骨が追加

整骨、接骨の記載削除

※はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の  
施術にかかる療養費については、引き続き申請に  
よる償還払いとなります

令和3年8月1日以降に令和3年7月31日までに交付された受給者証を提示して整骨院、接骨院を受診しても、窓口負担は上限500円となります。  
(制度変更後も引き続き、既にお持ちの受給者証をご使用いただけます。)

## 《ご注意ください》

学校等で起きたケガ等の治療で医療機関等を受診する場合は「福祉医療費受給者証」は提示せず、2割・3割で受診していただき、後日、学校等を通じて、スポーツ振興センターへ給付申請をしてください。

「福祉医療費受給者証」を提示して受診し、スポーツ振興センターへ給付申請をされたことが判明した場合、福祉医療費分を返納していただくこととなりますのでご注意ください。